

作成年月日	平成25年9月30日
作成部局	企画県民部企画財政局市町振興課

## 県内市町の平成24年度決算見込み(普通会計)及び健全化指標等

### 1 決算規模

歳入においては、地方債(臨時財政対策債)の増加、歳出においては扶助費及び補助費の増加により、決算規模は歳入・歳出ともに前年度を上回った。

歳入	2兆3,494億円(対前年度比+58億円、+0.3%)
歳出	2兆3,036億円(対前年度比+44億円、+0.2%)

### 2 決算収支

(1) 実質収支：307億円の黒字〔全市町合計〕(対前年度比 20億円)

- ・昭和52年度以来、36年連続黒字
- ・全団体に黒字(最大：姫路市(55.0億円) 最小：三木市(0.2億円))

(2) 実質単年度収支：157億円の黒字〔全市町合計〕(対前年度比 44億円)

- ・33団体黒字、8団体赤字(最大：神戸市(26.6億円) 最小：朝来市(6.4億円))

### 3 歳入・歳出の状況等

(1) 歳入決算の内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
1 地方税	8,813	37.5	8,884	37.9	71	0.8
うち市町村民税法人税割	549	2.3	558	2.4	9	1.6
うち市町村民税所得割	3,023	12.9	2,900	12.4	123	4.2
うち固定資産税	3,774	16.1	3,937	16.8	163	4.1
2 地方交付税等	4,458	19.0	4,539	19.4	81	1.8
地方交付税	3,308	14.1	3,378	14.4	70	2.1
臨時財政対策債	1,150	4.9	1,161	5.0	11	0.9
3 地方譲与税・交付金等	925	3.9	996	4.2	71	7.1
4 国庫支出金	3,198	13.6	3,366	14.4	168	5.0
5 県支出金	1,160	4.9	1,122	4.8	38	3.4
6 地方債(臨財債除く)	1,325	5.6	979	4.2	346	35.3
7 その他	3,617	15.4	3,550	15.1	67	1.9
歳入合計	23,494	100.0	23,436	100.0	58	0.3
一般財源(1~3)	14,196	60.4	14,419	61.5	223	1.5
特定財源(4~8)	9,300	39.6	9,017	38.5	283	3.1

端数処理により、表内において合計が一致しない場合がある(以下、同じ)。

地方税 8,813億円(対前年度比 71億円、0.8%)

- ・年少扶養控除の廃止に伴い市町村民税所得割が増加(+123億円、+4.2%)したものの、電気事業者等企業の業績悪化による市町村民税法人税割の減(9億円、1.6%)、家屋等の評価替えに伴う固定資産税の減(163億円、4.1%)により減少

- 地方交付税等 4,458 億円 (対前年度比 81 億円、 1.8%)  
 ・固定資産税の評価替えにより基準財政収入額が減少したものの、阪神・淡路大震災時に発行した起債に係る公債費の減少による基準財政需要額の減により減少
- 地方譲与税・交付金等 925 億円 (対前年度比 71 億円、 7.1%)  
 ・地方譲与税  
 自動車重量税の税率変更等に伴う自動車重量譲与税の減 ( 10 億円、 5.3%) により減少
- 地方特例交付金  
 自動車取得税交付金の減収の一部を補填する地方特例交付金及び児童手当及び子ども手当特例交付金が廃止により減少 ( 60 億円、 60.5%)
- 国庫支出金 3,198 億円 (対前年度比 168 億円、 5.0%)  
 ・支給額引下げに伴う子どものための金銭の給付交付金の減 ( 163 億円、 19.4%)、平成 22 年度補正予算で創設された地域活性化交付金事業 (きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金) が終了 ( 56 億円) したことにより減少
- 県支出金 1,160 億円 (対前年度比 +38 億円、 +3.4%)  
 ・障害者自立支援給付費の増 ( +31 億円、 +20.4%)、災害復旧事業支出金の増 ( +35 億円、 +247.5%) により増加
- 地方債 1,325 億円 (対前年度比 +346 億円、 +35.4%)  
 ・歳出において投資的経費が減少したものの、公社解散に伴う第三セクター等改革推進債の新規発行 (神戸市 183 億円、伊丹市 33 億円)、緊急防災・減災事業債 ( +186 億円) 等の発行増により増加

(2) 歳出決算の内訳

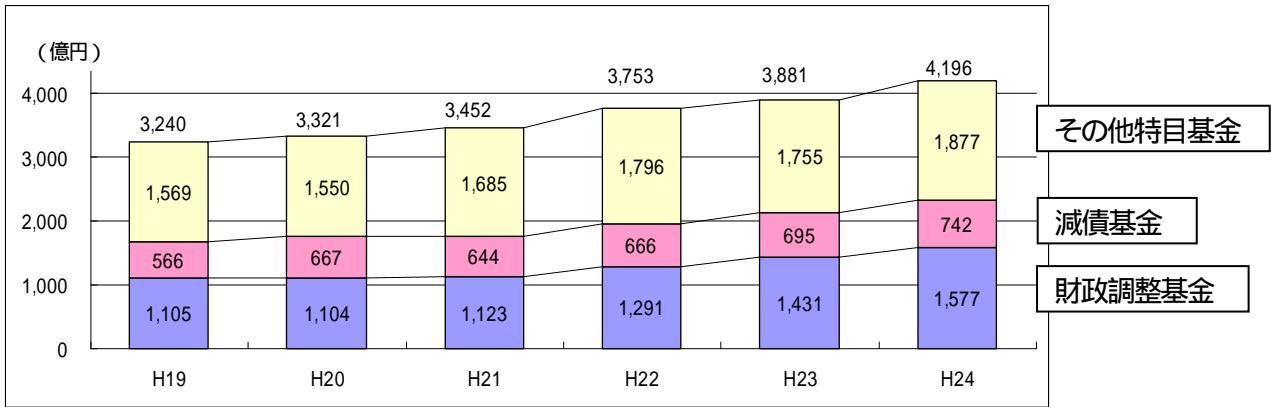
(単位：億円、%)

区 分	平成 24 年度		平成 23 年度		増減額 c a - b	増減率 c ÷ b × 100
	a	構成比	b	構成比		
義務的経費	12,123	52.6	12,524	54.5	401	3.2
人件費	3,912	17.0	4,048	17.6	136	3.4
扶助費	4,974	21.6	4,940	21.5	34	0.7
公債費	3,237	14.1	3,538	15.4	301	8.5
投資的経費	2,342	10.2	2,476	10.8	134	5.4
普通建設事業費	2,252	9.8	2,429	10.6	177	7.3
うち補助事業費	864	3.8	882	3.8	18	2.0
うち単独事業費	1,300	5.6	1,466	6.4	166	11.3
災害復旧事業費	90	0.4	46	0.2	44	95.7
その他経費	8,571	37.2	7,993	34.8	578	7.2
歳出合計	23,036	100.0	22,992	100.0	44	0.2

- 義務的経費 1兆2,123 億円 (対前年度比 401 億円、 3.2%)  
 ・子どものための金銭の給付交付金の減に伴い扶助費の伸びが微増 ( +34 億円、 +0.7%) にとどまったこと、人件費の減 ( 136 億円、 3.4%)、公債費の減 ( 301 億円、 8.5%) により減少
- 投資的経費 2,252 億円 (対前年度比 177 億円、 7.3%)  
 ・平成 22 年度補正予算で創設され、23 年度に繰越されていた地域活性化交付金事業 (きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金) が 24 年度にはないこと等により減少
- その他 8,571 億円 (対前年度比 +578 億円、 +7.2%)  
 ・第三セクター等改革推進債を活用した公社解散に係る経費や、神戸市の新神戸トンネル移管に伴う経費 (道路公社から返還された出資金相当額 215 億円を同公社に補助) を含む補助費等の増、積立金の増により増加

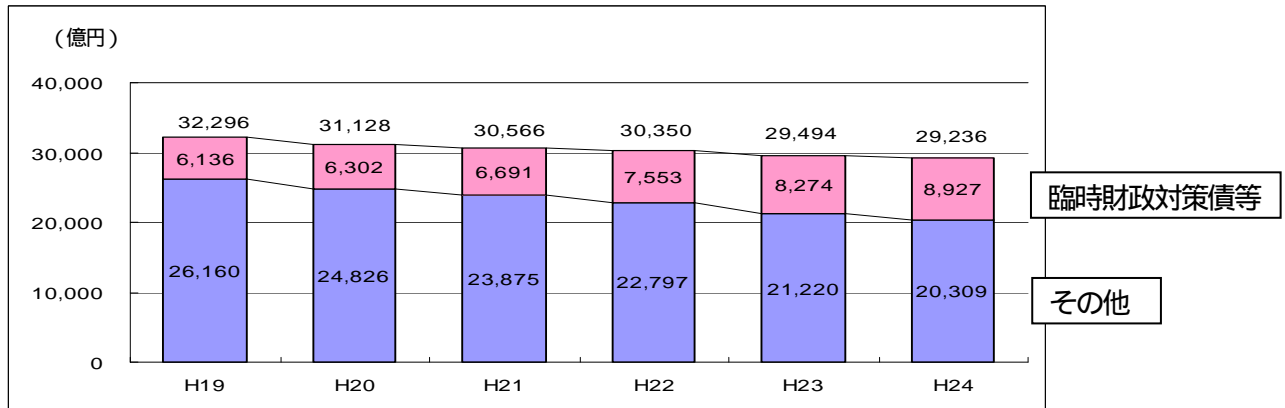
(3) 基金残高 4,196 億円 (対前年度比 +315 億円、+8.1% H23 末 3,881 億円)

- ・財政調整基金の積み立て (+146 億円、+10.2%) や合併市町における地域振興基金の積み増し等によるその他特定目的基金の増 (+122 億円、+7.0%) により、全体として 8.1%増加した。



(4) 地方債残高 2兆9,236 億円 (対前年度比 258 億円、0.9% H23 末 2兆9,494 億円)

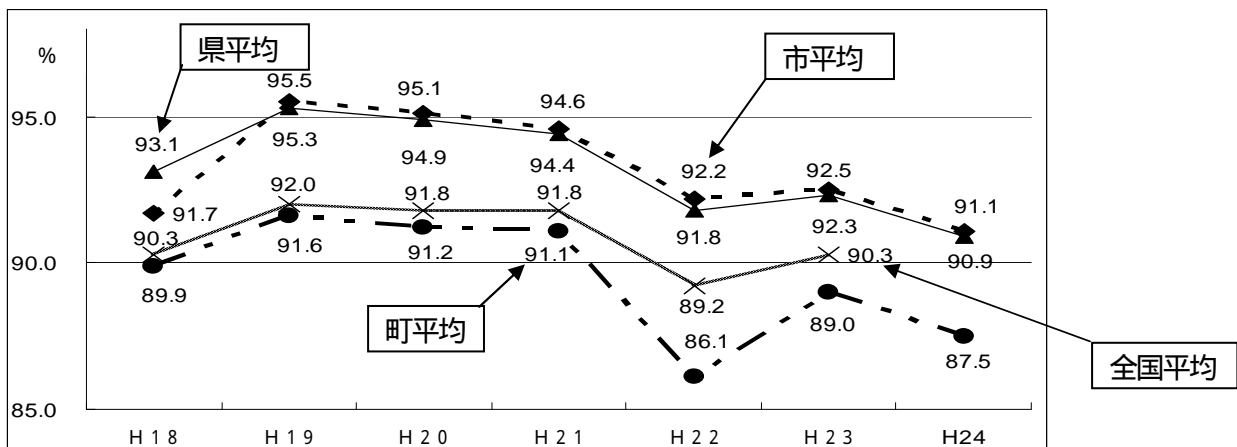
- ・繰上償還の実施及び近年の投資的経費の減少傾向を反映し、全体で0.9%減少した。
- ・平成11年度 (4兆503億円) 以降、引き続き減少している。



4 財政指標等

(1) 経常収支比率 90.9% (対前年度比 1.4%、H23 92.3%)

- ・地方税、地方交付税等の経常一般財源が減少 (198 億円、1.4%) したものの、人件費、公債費等経常経費が減少 (369 億円、2.9%) し、経常経費の減が経常一般財源の減を上回ったため、経常収支比率は平均 90.9%となり、前年度から 1.4%改善した。



(2) 健全化判断比率…【別紙1】

実質赤字比率

実質赤字団体はなし

連結実質赤字比率

連結実質赤字団体はなし

実質公債費比率

早期健全化基準(25%以上)の超過団体はなし

35 団体で低下、5 団体で上昇

・ 繰上償還に伴う公債費充当一般財源等の減少、公営企業繰出金の減少等により、35 団体で数値の低下が見られた一方で、5 団体で数値が上昇した。

・ 地方債許可団体(18%以上)は、豊岡市、新温泉町が18%を下回ったことから5 団体となった。(H23: 7 団体)

最高：篠山市(22.4%)、最低：猪名川町(3.5%)

以下の健全化判断比率は、24 年度決算に基づく各市町の算定結果を速報値としてとりまとめたものであり、今後、変動する場合があります。

実質公債費比率の高い団体の状況

(単位：%)

順位	団体名	24 年度 A	23 年度 B	増減 A - B	主な増減理由
1	篠山市	22.4	22.7	0.3	補償金免除繰上償還の活用等による公債費の減( 5.6 億円)
2	淡路市	21.5	22.7	1.2	補償金免除繰上償還の活用等による公債費の減( 10.9 億円)
3	香美町	19.1	20.7	1.6	補償金免除繰上償還の活用等による公債費の減( 3.5 億円)

主な増減理由については、実質公債費比率が3年平均であるためH24 年度とH21 年度の増減内容を記載

将来負担比率

早期健全化基準(350%以上)の超過団体はなし

34 団体で低下したが、2 団体で上昇した

・ 繰上償還に伴う地方債現在高の減等により、多くの団体で数値が低下した。一方、一部事務組合や公営企業債の繰出見込み額の増等より、2 団体で数値が上昇した。

最高：上郡町(269.3%)、最低：播磨町( 139.6%)

将来負担比率の高い団体の状況

(単位：%)

順位	団体名	24 年度 A	23 年度 B	増減 A - B	主な増減理由
1	上郡町	269.3	260.6	8.7	にしはりま環境事務組合負担金 等一部事務組合への負担見込額の増(4.0 億円)
2	淡路市	263.6	269.3	5.7	新規発行抑制等による地方債現在高の減( 7.1 億円)や減債基金等の積立て(11.6 億円)
3	篠山市	239.2	247.1	7.9	繰上償還や新規発行抑制による地方債現在高の減( 36.9 億円)

にしはりま環境事務組合負担金の増加額(姫路市1.9 億円、宍粟市12.7 億円、たつの市4.8 億円、上郡町4.9 億円、佐用町6.8 億円)

(3) 資金不足比率…【別紙2】

経営健全化基準(20%)の超過団体は、三木市の病院事業(22.9% H25.9 に廃止)の1 事業となった。

資金不足が生じている事業数は、昨年度から1 事業増加し、8 事業(病院5、交通2、観光1)となった。

<問い合わせ先>

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課財政係 TEL : 078-362-3096

【参考】平成24年度決算主要指標（普通会計） 市町別一覽表

団体名	歳入総額		歳出総額		実質収支		実質単年度収支		基金残高		増減率		うち財政調整基金		地方債現在高		増減率		経常収支比率		標準財政規模	
	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率	増減率
1神戸市	767,036	2.4	758,180	2.1	1,986	2,658	60,308	22.3	3,300	1,143,683	▲ 0.1	91.5	▲ 4.6	379,268								
2姫路市	210,854	▲ 3.1	202,768	▲ 3.2	5,537	556	47,873	7.4	14,104	197,102	▲ 0.6	82.4	0.3	118,535								
3明石市	184,642	▲ 3.7	184,336	▲ 3.8	117	162	15,907	▲ 17.6	3,646	267,054	▲ 3.2	93.8	0.0	99,121								
4明石市	95,811	▲ 3.9	94,483	▲ 4.1	1,101	99	8,463	3.6	4,545	101,642	0.1	93.6	0.0	54,537								
5西宮市	161,222	▲ 5.9	156,925	▲ 6.2	3,828	2,294	21,440	10.2	14,744	162,431	▲ 2.9	95.1	▲ 0.2	96,144								
6洲本市	23,805	▲ 3.2	22,870	▲ 2.8	806	356	5,134	11.6	2,874	38,931	▲ 3.3	92.0	2.2	13,760								
7芦屋市	37,315	0.5	36,676	3.2	300	▲ 469	18,242	2.0	7,735	65,545	▲ 6.6	102.1	3.4	23,130								
8伊丹市	65,268	1.9	64,647	1.6	459	▲ 60	8,392	▲ 1.6	5,789	66,342	1.9	96.9	▲ 2.9	37,809								
9相生市	12,929	1.7	12,463	1.6	422	60	4,305	▲ 3.0	2,786	13,646	▲ 0.6	96.2	4.5	8,199								
10豊岡市	52,427	5.5	51,333	6.0	764	918	15,464	11.3	6,996	61,141	6.2	87.9	0.5	29,178								
11加古川市	77,329	▲ 2.2	76,485	▲ 2.3	597	343	15,565	12.6	4,973	79,675	▲ 0.8	87.7	0.3	48,289								
12赤穂市	20,167	0.8	19,906	0.7	217	216	3,487	16.8	1,442	22,887	1.5	84.8	▲ 2.8	12,392								
13西脇市	20,255	3.7	19,494	3.6	658	97	7,296	7.7	3,767	16,669	4.3	90.1	0.3	11,734								
14宝塚市	70,849	3.0	69,236	2.1	947	654	11,481	2.4	5,067	77,957	0.9	96.9	▲ 0.9	42,236								
15三木市	29,693	0.0	29,586	0.1	16	6	6,017	1.2	2,292	31,018	1.7	90.9	▲ 1.9	18,573								
16高砂市	32,822	3.3	32,271	4.8	496	▲ 295	4,065	15.6	2,736	27,018	0.5	89.2	2.5	19,836								
17川西市	53,971	9.1	53,319	8.6	510	61	5,466	50.1	834	51,113	▲ 0.9	97.5	0.1	28,866								
18小野市	19,616	1.6	19,139	1.4	213	75	8,511	6.4	3,699	15,752	8.4	89.2	2.8	10,900								
19三田市	35,762	5.6	35,317	6.1	391	▲ 519	14,331	▲ 8.9	3,164	42,041	▲ 4.2	94.8	0.9	22,722								
20加西市	19,039	▲ 2.4	18,791	▲ 0.6	200	▲ 100	3,427	8.6	2,161	13,821	▲ 2.2	89.4	2.2	11,777								
21篠山市	23,014	▲ 0.2	22,604	▲ 0.1	380	253	8,711	0.4	4,025	30,232	▲ 10.9	94.8	▲ 5.9	15,143								
22養父市	21,755	1.7	20,735	1.1	968	1,511	8,614	22.5	3,597	26,473	▲ 3.4	81.6	▲ 4.8	13,353								
23丹波市	35,569	▲ 2.5	33,417	▲ 2.8	1,891	2,347	15,497	4.0	6,635	34,523	▲ 5.0	83.1	▲ 1.0	22,412								
24南あわじ市	27,562	3.7	26,683	5.2	763	810	8,386	8.0	1,920	36,797	▲ 1.7	85.0	0.8	16,679								
25朝来市	23,092	1.9	22,103	4.9	635	▲ 641	11,557	9.3	7,040	30,949	3.2	88.0	1.4	13,048								
26淡路市	31,504	10.4	30,774	11.1	332	5	6,416	32.9	1,721	47,690	▲ 1.5	89.6	2.3	17,961								
27穴栗市	23,582	▲ 6.4	22,724	▲ 6.2	701	715	7,169	12.8	2,450	32,772	▲ 1.9	91.7	▲ 2.2	15,302								
28加東市	18,122	▲ 0.4	17,402	▲ 0.0	706	13	10,253	11.2	4,811	16,972	2.1	88.0	5.2	11,791								
29たつの市	33,576	▲ 0.3	32,297	▲ 0.2	1,254	728	12,838	5.5	5,114	37,778	▲ 1.4	87.7	0.7	21,202								
30猪名川町	9,855	2.5	9,454	2.6	327	172	5,756	14.2	2,524	7,171	2.5	88.4	▲ 0.2	6,681								
31多可町	13,402	10.6	13,000	10.8	321	224	6,449	5.2	2,876	17,147	0.3	90.8	▲ 4.5	7,843								
32稲美町	9,450	▲ 1.5	8,838	▲ 3.6	452	199	3,495	10.0	2,137	7,983	▲ 0.7	83.5	0.2	6,471								
33播磨町	10,236	1.8	9,367	1.9	684	▲ 314	7,086	2.0	4,985	8,649	▲ 2.0	88.8	0.5	6,504								
34市川町	5,353	▲ 2.6	5,114	▲ 4.3	210	81	743	▲ 0.8	563	5,789	▲ 3.8	86.3	▲ 0.5	3,752								
35福崎町	7,263	▲ 6.4	7,090	▲ 6.4	167	88	1,502	4.1	1,119	9,438	▲ 0.2	89.1	1.2	4,994								
36神河町	9,299	14.4	9,098	14.9	185	504	2,216	15.5	1,222	10,195	2.2	91.0	▲ 1.9	5,449								
37太子町	10,249	2.4	9,925	0.9	319	511	2,952	13.4	1,836	8,807	0.9	85.1	▲ 3.7	6,770								
38上郡町	7,361	1.3	7,208	1.7	77	▲ 220	600	▲ 3.2	486	10,516	▲ 1.2	98.2	2.8	4,883								
39佐用町	14,087	▲ 6.7	13,998	▲ 6.3	43	913	8,952	2.6	2,767	16,678	▲ 2.0	80.7	▲ 2.0	8,958								
40香美町	13,846	▲ 2.3	13,566	▲ 2.5	243	527	3,285	25.9	1,872	17,834	▲ 0.4	86.1	▲ 4.6	8,735								
41新温泉町	10,403	0.2	9,903	▲ 1.0	450	135	1,909	19.9	1,363	13,763	▲ 3.1	88.0	▲ 1.8	6,703								
市計(神戸市含)	2,228,589	0.2	2,186,963	0.2	27,197	12,855	374,615	8.1	133,968	2,789,654	▲ 0.9	91.1	▲ 1.4	1,233,896								
市計(神戸市除)	1,461,553	▲ 0.9	1,428,783	▲ 0.8	25,211	10,197	314,306	5.8	130,667	1,645,971	▲ 1.4	90.9	0.1	854,628								
町計	120,804	0.9	116,563	0.6	3,478	2,820	44,946	8.1	23,750	133,970	▲ 0.7	87.5	▲ 1.5	77,744								
計	2,349,394	0.2	2,303,526	0.2	30,675	15,675	419,561	8.1	157,717	2,923,625	▲ 0.9	90.9	▲ 1.4	1,311,640								
県計(神戸市含)	1,582,358	▲ 0.8	1,545,346	▲ 0.7	28,689	13,017	359,252	6.1	154,417	1,779,941	▲ 1.4	90.7	0.0	932,372								

注1 経常収支比率の合計欄は加重平均。

【別紙1】県内市町の健全化判断比率一覧

速報値

(単位: %)

市町名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
		(参考) 早期健全 化基準		(参考) 早期健全 化基準		順位	対前年度 増減率 (は改善)		順位	対前年度 増減率 (は改善)
神戸市	-	11.25	-	16.25	10.9	14	1.2	120.2	26	32.4
姫路市	-	11.25	-	16.25	9.1	10	1.0	56.5	13	11.4
尼崎市	-	11.25	-	16.25	12.7	22	0.3	155.6	36	11.2
明石市	-	11.25	-	16.25	7.2	3	1.2	58.5	14	8.0
西宮市	-	11.25	-	16.25	8.5	6	1.3	54.8	12	10.6
洲本市	-	12.88	-	17.88	13.9	26	1.8	119.0	25	15.0
芦屋市	-	12.22	-	17.22	13.3	25	0.3	129.1	29	19.2
伊丹市	-	11.52	-	16.52	8.3	5	0.8	41.7	11	19.0
相生市	-	13.70	-	18.70	11.5	19	0.7	128.4	28	13.2
豊岡市	-	11.84	-	16.84	16.9	35	1.4	131.6	30	21.8
加古川市	-	11.28	-	16.28	7.7	4	0.6	27.1	6	10.2
赤穂市	-	13.01	-	18.01	10.8	12	0.9	142.6	32	18.7
西脇市	-	13.09	-	18.09	11.0	15	1.1	69.2	19	28.0
宝塚市	-	11.40	-	16.40	8.6	7	0.5	64.2	17	0.4
三木市	-	12.56	-	17.56	10.8	12	1.5	33.7	8	8.9
高砂市	-	12.51	-	17.51	9.0	9	0.2	66.0	18	15.8
川西市	-	11.86	-	16.86	11.7	20	0.3	152.6	35	8.3
小野市	-	13.20	-	18.20	11.1	16	1.1	( 12.7)	1	( 6.3)
三田市	-	12.25	-	17.25	10.5	11	1.7	( 11.3)	1	( 9.7)
加西市	-	13.08	-	18.08	15.8	31	1.3	78.4	21	25.3
篠山市	-	12.77	-	17.77	22.4	41	0.3	239.2	39	7.9
養父市	-	12.91	-	17.91	15.5	29	1.0	91.7	24	29.4
丹波市	-	12.28	-	17.28	11.2	18	1.9	34.0	9	24.7
南あわじ市	-	12.67	-	17.67	14.9	27	1.2	149.4	34	9.3
朝来市	-	12.94	-	17.94	16.5	34	0.5	75.1	20	20.9
淡路市	-	12.59	-	17.59	21.5	40	1.2	263.6	40	5.7
宍粟市	-	12.76	-	17.76	18.2	38	1.7	169.6	37	11.1
加東市	-	13.08	-	18.08	11.1	16	3.4	( 28.8)	1	( 24.9)
たつの市	-	12.38	-	17.38	15.7	30	0.0	85.6	23	2.4
猪名川町	-	14.16	-	19.16	3.5	1	0.6	( 111.1)	1	( 4.3)
多可町	-	13.79	-	18.79	14.9	27	0.7	35.7	10	11.1
稲美町	-	14.24	-	19.24	8.9	8	0.9	31.4	7	18.1
播磨町	-	14.23	-	19.23	4.4	2	0.5	( 139.6)	1	( 10.8)
市川町	-	15.00	-	20.00	16.1	32	0.8	120.7	27	13.3
福崎町	-	15.00	-	20.00	12.1	21	1.2	132.0	31	4.6
神河町	-	14.73	-	19.73	18.0	37	1.7	80.2	22	2.2
太子町	-	14.13	-	19.13	13.0	23	0.2	61.4	16	13.6
上郡町	-	15.00	-	20.00	16.1	32	0.2	269.3	41	8.7
佐用町	-	13.53	-	18.53	13.2	24	1.0	61.0	15	8.4
香美町	-	13.57	-	18.57	19.1	39	1.6	179.5	38	2.5
新温泉町	-	14.15	-	19.15	17.6	36	1.0	147.2	33	16.6

35団体で改善、5団体で悪化

34団体で改善、2団体で悪化

- 注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率について、赤字が生じない団体は「-」で表示。
- 注2 将来負担比率について、公債費充当可能財源等が将来負担額を上回るため比率が算定されない団体は、「-」で表示。(下段括弧書きで、公債費充当可能財源等の超過率を参考表示。)
- 注3 順位は、比率の低い順。
- 注4 平均は、加重平均による。

## 【別紙2】県内市町の資金不足比率の状況

事業	団体	H24年度(決見)			H23年度(実績)		備考
		資金不足額 (百万円)	資金不足 比率 (%)	解消予定 年度	資金不足額 (百万円)	資金不足 比率 (%)	
病院	西宮市	45	1.1	未定	-	-	一般会計からの繰入金減により、資金不足が発生。
	三木市 (経営健全 化団体)	1,241	22.9 計画値 (20.7)	H25 (廃止)	1,194	23.2 計画値 (21.7)	新病院(北播磨総合医療センター)開院に向けて機器更新を行ったことにより費用が増えたものの、医師の増加により収益が増加し、資金不足比率が改善。 なお、病院事業はH25.9に廃止。
	川西市	618	17.9	未定	232	6.6	医師2名の退職(年度末に1名確保)等による収益の減少や、病棟の整備等を実施したため、資金不足比率が悪化。
	たつの市	82	5.8	H29	-	-	新病院移転に伴う経費の増加により費用が増加し、資金不足が発生。
	新温泉町	121	12.8	H30	61	6.0	外来患者数の減により営業収益が減少したため、資金不足比率が悪化。
観光	たつの市	127	15.0	未定	151	17.5	収益は悪化しているものの、土地の売却収入があったため一時的に現金が増加し、資金不足比率が改善。
	香美町	-	-	-	1	4.0	H23の大規模改修により発生した資金不足が解消。
交通 (自動車 運送)	尼崎市	424	18.4	H27 (廃止)	414	17.2	一般会計からの繰入金減により、資金不足比率が悪化。 市の設置した審議会の答申(H24.7)を踏まえ、H28から民営化の予定。
	神戸市	652	5.5	H26	883	7.6	企業債の償還の進捗に伴う元金償還の減等により、資金不足比率が改善。

経営健全化基準…資金不足比率20%以上

# 用語集

## 1 財政収支の均衡をみる指標

項目	算定式	説明
形式収支	歳入決算額 - 歳出決算額	現金主義の建前に立って、当該年度中に収入された現金（前年度からの繰越金を含む。）と支出された現金との差額を示した指標
実質収支	形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源	発生主義の要素を加味して、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額、いわば地方公共団体の純剰余又は純損失を示した指標
単年度収支	当該年度実質収支 - 前年度実質収支	前年度の実質収支を除外した当該年度のみの実質的な収入と支出との差額を示した指標
実質単年度収支	単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 起債繰上償還額（任意に行ったもの） - 財政調整基金取崩額	単年度収支から、実質的な黒字要素（基金積立、繰上償還）及び赤字要素（基金取崩）を考慮した実質的な単年度収支を示した指標

## 2 財政構造の弾力性をみる指標

項目	算定式	説明
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源等}} \times 100$ <p>           経常経費：人件費、扶助費、公債費等            経常一般財源：地方税、普通交付税、地方譲与税等         </p> <p>H13以降においては、経常一般財源に、減税補填債及び臨時財政対策債の発行額を加えて算出する（H19以降減税補填債に替えて減収補填債特例分を加えて算出）。</p>	<p>経常的経費に経常一般財源がどの程度充てられているかを示した比率で、比率が小さいほど、臨時の財政需要に充当できる経常一般財源（経常剰余財源）が大きくなり、財政構造が弾力的であるといえる。</p> <p>公営企業会計における「経常収支比率」とは定義が異なる。</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の一般財源の標準的規模を示したもので、通常水準の行政活動を行ううえで必要な一般財源の総量</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における} \\ \text{税源移譲相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right] \times \frac{100}{75} + \left[ \begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方道路譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right] + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$	

## 3 その他

項目	説明
普通会計	<p>個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっている等のため、財政比較や統一的な把握が困難である。このため地方財政統計上統一的に用いられている会計区分。</p> <p>一般会計と、特別会計のうち公営事業会計に属するもの以外の会計を合算した会計区分をいう。</p> <p>公営事業会計... 公営企業（水道、病院、交通など）、国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健医療事業、収益事業（競馬、競艇、宝くじなど）、農業共済事業など独立採算を原則とする事業の会計</p>
一般会計	<p>地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすもの。特別会計で計上される以外のすべての経費を一般会計で処理しなければならない。</p> <p>特別会計... 一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。</p> <p>特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができる。（地方自治法第209条第2項）</p>
臨時財政対策債	<p>地方財政対策において、地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式に代えて、平成13年度より地方財政法第5条の特例となる地方債として発行されるもの。</p> <p>この臨時財政対策債の元利償還金は、翌年度以降の地方交付税の算定において基準財政需要額に全額算入される。</p> <p>なお、臨時財政対策債（又は臨時財政対策債発行可能額）は、通常の地方債とは異なり、各指標（経常収支比率、実質公債費比率等）の算定において一般財源として取り扱う。</p>



## 《地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要》

### 基準

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、全団体が、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定・公表することとされ、その1つでも別表1「早期健全化基準(値)」、「財政再生基準(値)」を上回った場合は、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められる。

また、公営企業についても、資金不足比率を算定・公表することとされ、その比率が別表2「経営健全化基準(値)」を上回った公営企業は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられる。

〔健全化判断比率等は、平成19年度決算から算定・公表され、平成20年度決算から基準以上となった団体に対する計画策定の義務付けが適用される。〕

(別表1)

	早期健全化基準(値)		財政再生基準(値)	
	市町村	(参考)都道府県	市町村	(参考)都道府県
実質赤字比率	標準財政規模に応じて 11.25～15.0%	3.75%	20.0%	5.0%
連結実質赤字比率	標準財政規模に応じて 16.25～20.0%	8.75%	30.0% (20、21年度は40.0% 22年度は35.0%)	15.0% (20、21年度は25.0% 22年度は20.0%)
実質公債費比率	25.0%	25.0%	35.0%	35.0%
将来負担比率	350.0%	400.0% (都道府県・政令市)		

(別表2)

	経営健全化基準(値)
資金不足比率	20.0%

### 各指標の算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：
  - 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
  - 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・実質連結赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{3ヵ年平均})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元金償還金} \cdot \text{準元金償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

資本の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額。

なお、施設の耐用年数と企業債償還年限の違いから発生する赤字等については、資金の不足額から一定控除されることとなっています。

事業の規模：料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額。